

令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和8年度繰越分）
補助金への法人対応について

2026年4月1日
社会福祉法人楽友会

このたび、国の「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」に基づき、2026年4月に補助金を申請するにあたり、本補助金について当法人での配分方法を以下のとおりお知らせします。

本補助金については、2025年（令和7年）12月から2026年（令和8年）5月までの対象期間における、支給対象を当法人が直接雇用し賃金支払を行っている職員への賃上げ（処遇改善）とし、交付された補助金のすべての額を該当する職員に法人の定めた配分方法により支給します。本補助金支給は一時的な支援によるものであり、恒常的な賃金ではございません。

職場環境改善については、既存の取り組み（業務見直し等）を引き続き継続するものとし、本補助金の原資は使用いたしません。

1. 申請対象予定事業

- ① 特別養護老人ホーム白楽荘
- ② 白楽荘デイサービスセンター
- ③ 白楽荘居宅介護支援事業所
- ④ 多摩市多摩センター包括支援センター
- ⑤ 八王子市高齢者あんしん相談センター由木東

2. 配分の考え方

今回の支給は、「基礎配分+加算」の考え方に基づき算定しています。

- ① 該当事業ごとの補助金支給額で、その所属職員に対し勤務実態に応じた基礎配分を行います。間接部門の職員に対する原資は各事業補助金決定額に応じ按分負担を行い、直接部門の職員と同様に基礎配分を行います。
- ② 両包括支援センター（1の④⑤）における委託先事業所の職員については、当法人で賃金決定及び支給を行う対象ではないため、配分対象外と整理します。また補助金配分額が少額で公平な配分の実施が困難であることも踏まえ、間接部門職員に対する原資按分負担を包括支援センターからは除外する予定です。
- ③ その上で職務責任にかかる役割や評価等に応じて該当者に加算を行います。

3. 事業所間の差について

本支給は、事業ごとの制度条件及び配分原資が異なるため、事業所や職種等により支給額に差が生じます。

4. 基礎配分について

基礎配分は以下の要素を踏まえそれぞれを乗じ算定しています。また、在籍期間や習熟度も踏まえ対象期間の全在籍がない職員等は一部調整を行っています。

I 特別養護老人ホーム白楽荘・白楽荘デイサービス・法人事務局

(1) 対象期間勤務時間（非常勤職員に関しては契約に基づく）による常勤換算

(2) 職務内容

介護	1.00
介護補助	0.95
相談・看護・機能訓練・栄養	0.96
事務職員	0.86
ドライバー	0.60
清掃・洗濯	(0.40～0.50)
その他	0.10

(3) 雇用形態

正職員	1.05
非常勤職員（社会保険加入）	1.00
非常勤職員（社会保険未加入）	0.80

常勤換算 1 の非常勤介護職員の総合基準 1.00（政府基準額に近くなるよう設定）とし

(1) ～ (3) を乗じ職員ごとの個別計算によって係数の計算を行う。

II 包括支援センター・居宅介護支援事業所

(1) 対象期間勤務時間（非常勤職員に関しては契約に基づく）による常勤換算

(2) 職務内容

配置包括相談員	1.00
配置居宅ケアマネジャー	1.00
専任認知症推進員・専任生活支援コーディネーター	0.80

※上記配置相談員と認知症推進員等兼務の場合は 1.00 をもって計算します。

(3) 雇用形態にかかる比率は I の (3) と同じ

常勤換算 1 の正職員の総合基準 1.00 とし (1) ~ (3) を乗じ職員ごとの個別計算によって係数の計算を行う。

5. 加算について

各事業ごとの補助金総額より上記基礎配分を控除した余剰分が生じた場合は、その余剰原資をさらに以下の要素を踏まえ分配計算し、該当職員には 4 に加えて支給します。

- (1) 役職や役割等級
- (2) 直近人事考課の結果
- (3) その他

6. 支給予定日について

補助金が入金されてから職員への支給とする予定です。ただし支給日前に退職された方は支給対象になりません。

2026 年 6 月の賞与支給時に通常の賞与（個人評価額）とは別に本補助金額の欄を設けて支給する方向で調整しています。詳細は決定次第ご連絡いたします。

7. その他

支給額は、最終的な補助金額に応じて調整される場合があります。本補助金分配にかかる法定福利費や振込手数料等の経費につきましては法人が負担いたします。